

令和 8年 2月

お客さま各位

湘南信用金庫

各種定期預金規定の一部改定のお知らせ

平素は、湘南信用金庫をご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

当金庫は、各種定期預金規定の一部を下記のとおり、改定いたしますのでお知らせいたします。

なお、改定後の新规定は、改定日以降に新規お預入れ及び自動継続された定期預金について適用いたします。

記

1. 改定日及び適用開始日

令和 8年 4月 1日

2. 対象規定

- (1) 自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）
- (2) 自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（自動継続スーパー定期）
- (3) 変動金利定期預金規定
- (4) 自動継続変動金利定期預金規定
- (5) 期日指定定期預金規定
- (6) 積立定期預金規定

3. 改定内容

定期預金等を満期日前に解約する場合の適用利率、および中間利払利率の計算については、約定計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合においても小数点第4位以下を切捨てる取扱いへ変更いたします。

※ 詳細は、別紙「新旧対照表」をご参照ください。

以 上



自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）

改 正 後（新）	改 正 前（旧）
<p>I. 単利型</p> <p>2.（利息）</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) この預金を定期預金等共通規定の第3条第1項により満期日前に解約する場合および定期預金等共通規定の第9条により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（<u>小数点第4位以下は切捨てます。</u>）によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>①～④ (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>II. 複利型・個人</p> <p>2.（利息）</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) この預金を定期預金等共通規定の第3条第1項により満期日前に解約する場合および定期預金等共通規定の第9条により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（<u>小数点第4位以下は切捨てます。</u>）によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>①～③ (省略)</p> <p>(4) (省略)</p>	<p>I. 単利型</p> <p>2.（利息）</p> <p>(1)～(2) (同左)</p> <p>(3) この預金を定期預金等共通規定の第3条第1項により満期日前に解約する場合および定期預金等共通規定の第9条により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（<u>小数点第4位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。</u>）によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>①～④ (同左)</p> <p>(4) (同左)</p> <p>II. 複利型・個人</p> <p>2.（利息）</p> <p>(1)～(2) (同左)</p> <p>(3) この預金を定期預金等共通規定の第3条第1項により満期日前に解約する場合および定期預金等共通規定の第9条により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（<u>小数点第4位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。</u>）によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>①～③ (同左)</p> <p>(4) (同左)</p>

自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（自動継続スーパー定期）

改正後（新）	改正前（旧）
<p>I. 単利型</p> <p>2. (利息)</p> <p>(1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、2. (1) および (2) において同じです。）から満期日の前日までの日数および証書（通帳）記載の利率（継続後の預金については前記 1. (2) の利率。以下これらを「約定利率」という。）によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払は次によります。</p> <p>① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書（通帳）記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、<u>小数点第4位以下は切捨てます。</u>）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を、利息の一部として、各中間利払日に支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自動継続自由金利型2年定期預金（M型）」という。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。</p> <p>② (省略)</p> <p>(2) ~ (3) (省略)</p> <p>(4) この預金を定期預金等共通規定の第3条第1項により満期日前に解約する場合および定期預金等共通規定の第9条により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」という。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（<u>小数点第4位以下は切捨てます。</u>）によって計算し、この預金とともに支払</p>	<p>I. 単利型</p> <p>2. (利息)</p> <p>(1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、2. (1) および (2) において同じです。）から満期日の前日までの日数および証書（通帳）記載の利率（継続後の預金については前記 1. (2) の利率。以下これらを「約定利率」という。）によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払は次によります。</p> <p>① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書（通帳）記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、<u>小数点第4位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。</u>）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を、利息の一部として、各中間利払日に支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自動継続自由金利型2年定期預金（M型）」という。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。</p> <p>② (同左)</p> <p>(2) ~ (3) (同左)</p> <p>(4) この預金を定期預金等共通規定の第3条第1項により満期日前に解約する場合および定期預金等共通規定の第9条により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」という。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（<u>小数点第4位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通預</u></p>

<p>います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間払日が多数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>①～④ (省略)</p> <p>(5) (省略)</p> <p>II. 複利型・個人</p> <p>2. (利息)</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) この預金を定期預金等共通規定の第3条第1項により満期日前に解約する場合および定期預金等共通規定の第9条により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（<u>小数点第4位以下は切捨てます。</u>）によって6ヶ月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>①～③ (省略)</p> <p>(4) (省略)</p>	<p><u>金利率を下回る場合は普通預金利率とします。</u>）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間払日が多数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>①～④ (同左)</p> <p>(5) (同左)</p> <p>II. 複利型・個人</p> <p>2. (利息)</p> <p>(1)～(2) (同左)</p> <p>(3) この預金を定期預金等共通規定の第3条第1項により満期日前に解約する場合および定期預金等共通規定の第9条により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（<u>小数点第4位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。</u>）によって6ヶ月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>①～③ (同左)</p> <p>(4) (同左)</p>
---	---

変動金利定期預金規定

改正後（新）	改正前（旧）
<p>I. 単利型</p> <p>3. (利息)</p> <p>(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。</p> <p>① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6ヶ月ごとの応当日を「中間払日」とし、預入日または前回の中間払日からその中間払日の前日までの日数（以下「中間払日数」という。）および証書（通帳）記載の中間払利率（前記2.により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、<u>小数点第4位以下は切捨てます。</u>）によって計算した中間払額（以下「中間払利</p>	<p>I. 単利型</p> <p>3. (利息)</p> <p>(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。</p> <p>① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6ヶ月ごとの応当日を「中間払日」とし、預入日または前回の中間払日からその中間払日の前日までの日数（以下「中間払日数」という。）および証書（通帳）記載の中間払利率（前記2.により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、<u>小数点第4位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率を</u></p>

息」という。)を、利息の一部として、各中間利払日以後にあらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

A～B (省略)

② (省略)

(2) (省略)

(3) この預金を定期預金等共通規定の第3条第1項により満期日前に解約する場合および定期預金等共通規定の第9条により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。

① (省略)

② 預入日の6ヶ月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の各中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した金額の合計額(以下「期限前解約利息」という。)を、この預金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)との差額を清算します。

A～B (省略)

(4) (省略)

II. 複利型・個人

3. (利息)

(1)～(2) (省略)

(3) この預金を定期預金等共通規定の第3条第1項により満期日前に解約する場合および定期預金等共通規定の第9条により解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第

下回る場合は普通預金利率とします。)

によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」という。)を、利息の一部として、各中間利払日以後にあらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

A～B (同左)

② (同左)

(2) (同左)

(3) この預金を定期預金等共通規定の第3条第1項により満期日前に解約する場合および定期預金等共通規定の第9条により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。

① (同左)

② 預入日の6ヶ月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。)によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の各中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。)によって計算した金額の合計額(以下「期限前解約利息」という。)を、この預金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)との差額を清算します。

A～B (同左)

(4) (同左)

II. 複利型・個人

3. (利息)

(1)～(2) (同左)

(3) この預金を定期預金等共通規定の第3条第1項により満期日前に解約する場合および定期預金等共通規定の第9条により解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第

<p><u>4 位以下は切捨てます。</u>) によって 6 ヶ月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>a ~ f (省略)</p> <p>(4) (省略)</p>	<p><u>4 位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。</u>) によって 6 ヶ月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>a ~ f (同左)</p> <p>(4) (同左)</p>
---	--

自動継続変動金利定期預金規定

改 正 後 (新)	改 正 前 (旧)
<p>I. 単利型</p> <p>3. (利息)</p> <p>(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。</p> <p>① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の 6 ヶ月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」という。）および証書（通帳）記載の中間利払利率（前記 2. により利率を変更したときは、変更後の利率に 70% を乗じた利率。継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に 70% を乗じた利率。ただし、<u>小数点第 4 位以下は切捨てます。</u>) によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を、利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。</p> <p>②～③ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) この預金を定期預金等共通規定の第 3 条第 1 項により満期日前に解約する場合および定期預金等共通規定の第 9 条により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 預入日の 6 ヶ月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（<u>小数点第 4 位以下は切捨てます。</u>）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中</p>	<p>I. 単利型</p> <p>3. (利息)</p> <p>(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。</p> <p>① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の 6 ヶ月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」という。）および証書（通帳）記載の中間利払利率（前記 2. により利率を変更したときは、変更後の利率に 70% を乗じた利率。継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に 70% を乗じた利率。ただし、<u>小数点第 4 位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。</u>) によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を、利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。</p> <p>②～③ (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) この預金を定期預金等共通規定の第 3 条第 1 項により満期日前に解約する場合および定期預金等共通規定の第 9 条により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。</p> <p>① (同左)</p> <p>② 預入日の 6 ヶ月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（<u>小数点第 4 位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普</u></p>

<p>間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（<u>小数点第4位以下は切捨てます。</u>）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」という。）を、この預金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。</p> <p style="text-align: right;">A ~ B (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>II. 複利型・個人</p> <p>3. (利息)</p> <p>(1) ~ (2) (省略)</p> <p>(3) この預金を定期預金等共通規定の第3条第1項により満期日前に解約する場合および定期預金等共通規定の第9条により解約する場合には、その利息は預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（<u>小数点第4位以下は切捨てます。</u>）によって6ヶ月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p style="text-align: right;">a ~ f (省略)</p> <p>(4) (省略)</p>	<p><u>通預金利率とします。</u>）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（<u>小数点第4位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。</u>）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」という。）を、この預金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。</p> <p style="text-align: right;">A ~ B (同左)</p> <p>(4) (同左)</p> <p>II. 複利型・個人</p> <p>3. (利息)</p> <p>(1) ~ (2) (同左)</p> <p>(3) この預金を定期預金等共通規定の第3条第1項により満期日前に解約する場合および定期預金等共通規定の第9条により解約する場合には、その利息は預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（<u>小数点第4位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。</u>）によって6ヶ月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p style="text-align: right;">a ~ f (同左)</p> <p>(4) (同左)</p>
---	---

期日指定定期預金規定

改 正 後 (新)	改 正 前 (旧)
<p>I. 非自動継続型</p> <p>3. (利息)</p> <p>(1) ~ (2) (省略)</p> <p>(3) この預金を定期預金等共通規定の第3条第1項により満期日前に解約する場合および定期預金等共通規定の第9条により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（<u>小数点第4位以下は切捨てます。</u>）によって1</p>	<p>I. 非自動継続型</p> <p>3. (利息)</p> <p>(1) ~ (2) (同左)</p> <p>(3) この預金を定期預金等共通規定の第3条第1項により満期日前に解約する場合および定期預金等共通規定の第9条により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（<u>小数点第4位以下は切捨て、この計算による利</u></p>

<p>年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>①～⑥ (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>II. 自動継続型</p> <p>4. (利息)</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) この預金を定期預金等共通規定の第3条第1項により満期日前に解約する場合および定期預金等共通規定の第9条により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（<u>小数点第4位以下は切捨てます。</u>）によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>①～⑥ (省略)</p> <p>(6) (省略)</p>	<p><u>率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。</u>）によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>①～⑥ (同左)</p> <p>(4) (同左)</p> <p>II. 自動継続型</p> <p>4. (利息)</p> <p>(1)～(4) (同左)</p> <p>(5) この預金を定期預金等共通規定の第3条第1項により満期日前に解約する場合および定期預金等共通規定の第9条により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（<u>小数点第4位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。</u>）によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>①～⑥ (同左)</p> <p>(6) (同左)</p>
--	---

積立定期預金規定

改 正 後 (新)	改 正 前 (旧)
<p>3. (利息)</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) この預金を定期預金等共通規定の第3条第1項により満期日前に解約する場合および定期預金等共通規定の第9条により解約する場合には、その利息は、預入金額ごとに預入日（利息を元金に組入れたときは最後の利息計算日）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（<u>小数点第4位以下は切捨てます。</u>）によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>A～C (省略)</p> <p>(4) (省略)</p>	<p>3. (利息)</p> <p>(1)～(2) (同左)</p> <p>(3) この預金を定期預金等共通規定の第3条第1項により満期日前に解約する場合および定期預金等共通規定の第9条により解約する場合には、その利息は、預入金額ごとに預入日（利息を元金に組入れたときは最後の利息計算日）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（<u>小数点第4位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。</u>）によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>A～C (同左)</p> <p>(4) (同左)</p>